

## 指定障害児通所支援事業者の指定の取消しについて

令和4年9月1日

八尾市健康福祉部福祉指導監査課 電話 072-924-9362 (直通) FAX 072-922-3786
---

児童福祉法（以下「法」という）の規定により、下記、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しを行いましたのでお知らせします。

### 【指定の取消し対象事業者】

- ・法人名 合同会社next field
- ・代表者 代表社員 東田 悠一
- ・所在地 大阪市中央区久太郎町一丁目6番13-1002号

### 【指定の取消し対象事業所名称及び所在地】

- ・事業所名 児童発達支援color's
- ・所在地 八尾市高美町四丁目12番24号
- ・サービスの種別 児童発達支援
- ・事業所番号 2755520653

### (1) 指定取消しの日

令和4年9月1日

### (2) 指定の取消しの理由

- ・不正の手段による指定（児童福祉法第21条の5の24第1項第8号該当）  
管理者と児童発達支援管理責任者を兼務する者が指定を受ける前に退職し不在となったが、本市への報告など適切な対応をとらず、指定を受けた。
- ・人員基準違反（児童福祉法第21条の5の24第1項第3号該当）  
管理者と児童発達支援管理責任者が不在の状態で行った。
- ・運営基準違反（児童福祉法第21条の5の24第1項第4号該当）  
児童発達支援計画を作成する児童発達支援管理責任者が不在のまま、児童発達支援計画を作成せずにサービス提供を行った。

### (3) 指定の取消し事業者に対する経済上の措置

なし

### (4) 欠格事由該当者

代表社員 東田 悠一（ヒガシダ ユウイチ）